

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目 次

条 例	ページ
◎職員の育児休業等に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	3
◎職員の退職料等に関する条例の一部を改正する条例	4
◎高知県議会の議員及び高知県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例	4
◎学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	5
◎高知県介護保険法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	5
◎高知県温泉法施行条例の一部を改正する条例	6
◎高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例	6
◎高知県都市計画法施行条例の一部を改正する条例	6
◎高知県建築基準法施行条例の一部を改正する条例	6

公布された条例のあらまし

◆職員の育児休業等に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第75号）

1 条例改正の目的

この条例は、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号）の一部改正に伴い育児休業をした職員の職務復帰後における給与の取扱いが改められたこと及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）が一部改正されたことを考慮し、育児休業をした職員の職務復帰後における給与の調整等について国家公務員の取扱いに準じた措置を講ずるよう必要な改正をするとともに、規定の整備をすることとした。

2 主要な内容

(1) 職員の育児休業等に関する条例の一部改正（第1条）

ア 再度の育児休業をすることができる特別な事情として、負傷等により子を養育することができなくなった職員が育児休業の承認を取り消された後に子を養育することができる状態に回復したことを追加すること。（第3条関係）

イ 育児休業をした職員の職務復帰後における号給について、その育児休業の期間を100分の100以下（現行 2分の1）の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日等の日に、昇給の場合に準じて調整することができること。（第8条関係）

ウ 育児のための部分休業の承認要件について、職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間であることを削除すること。（第11条関係）

エ その他所要の規定の整備を行うこと。

(2) 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正（第2条）

給与の減額に係る規定について、規定の整備を行うこと。

3 施行期日等

この条例は、公布の日から施行し、2の(1)のイは、平成19年8月1日から適用することとした。

◆職員の退職料等に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第76号）

1 条例改正の目的

この条例は、恩給法等の一部を改正する法律（平成19年法律第13号）の施行により恩給法（大正12年法律第48号）が一部改正されたことを考慮し、重度障害等の状態にある成年の子への遺族扶助料の転給について職員の死亡当時から引き続き重度障害等の状態にあることを要件にするとともに、退職料等の受給権が消滅した場合等における過誤払分の金額について相続人等に支払うべき遺族扶助料からの充当等によって調整することが可能となるよう必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、平成19年11月1日から施行することとした。ただし、第15条の次に見出し及び2条を加える改正規定は、公布の日から施行することとした。

◆高知県議会の議員及び高知県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第77号）

1 条例改正の目的

この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）が一部改正されたことに伴い、地方公共団体の長の選挙において、選挙運動のために使用するピラを頒布することができ

ることとされたことを考慮し、高知県知事の選挙における選挙運動のために使用するビラの作成について一定の範囲内で公営とするよう必要な改正をすることとした。

2 主要な内容

(1) 高知県知事の選挙における候補者は、供託物が県に帰属することとならない場合に限り、ビラ1枚当たりの作成単価に作成枚数(県の区域内の衆議院(小選挙区選出)議員の選挙区の数)が1を超える場合に、その1を増すごとに15,000枚を10万枚に加えて得た枚数を限度とする。)を乗じて得た金額の範囲内で、ビラを無料で作成することができること。(第5条)

(2) (1)の適用を受けようとする者は、ビラ作成業者とビラの作成に関し有償契約を締結し、高知県選挙管理委員会に届け出なければならないこと。(第6条)

(3) 県は、候補者((2)の届出をした者に限る。)がビラ作成業者に支払うべき金額のうち、ビラ1枚当たりの作成単価(ア又はイの金額を限度とする。)に作成枚数((1)の作成枚数限度の範囲内であることについて、高知県選挙管理委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に支払うこと。(第7条)

ア ビラの作成枚数が5万枚以下である場合 7円30銭

イ ビラの作成枚数が5万枚を超える場合 365,000円と4円88銭にその5万枚を超える枚数を乗じて得た金額との合計金額をビラの作成枚数で除して得た金額

3 施行期日等

この条例は、公布の日から施行し、同日以後その期日を告示される高知県知事の選挙について適用することとした。

◆学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例(高知県条例第78号)

1 条例改正の目的

この条例は、学校教育法等の一部を改正する法律(平成19年法律第96号)の施行による学校教育法(昭和22年法律第26号)の一部改正に伴い、関係条例の規定の整理をすることとした。

2 施行期日

この条例は、規則で定める日から施行することとした。

◆高知県介護保険法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例(高知県条例第79号)

1 条例改正の目的

この条例は、国の「介護サービス情報の公表」制度における手数料に関する指針が一部改正されたことを考慮し、介護サービス情報調査事務手数料及び介護サービス情報公表事務手数料の額を改定することとした。

2 施行期日等

この条例は、公布の日から施行し、改正後の高知県介護保険法関係手数料徴収条例の規定は、平成19年6月1日から適用することとした。

◆高知県温泉法施行条例の一部を改正する条例(高知県条例第80号)

1 条例改正の目的

この条例は、温泉法(昭和23年法律第125号)の一部改正により温泉の掘削等の許可を受けた者である法人又は個人について、都道府県知事の承認を受けて、合併、相続等の場合における地位の承継ができることとされることに伴い、当該承認申請に係る手数料の額を新たに定めることとした。

2 施行期日

この条例は、平成19年10月20日から施行することとした。

◆高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例(高知県条例第81号)

1 条例改正の目的

この条例は、貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律(平成18年法律第115号)の施行による貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)の一部改正に伴い、同法の題名が改められるため、その引用規定の整理をすることとした。

2 施行期日

この条例は、規則で定める日から施行することとした。

◆高知県都市計画法施行条例の一部を改正する条例(高知県条例第82号)

1 条例改正の目的

この条例は、都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律(平成18年法律第46号)の施行による都市計画法(昭和43年法律第100号)の一部改正に伴い、これまで開発許可を不要とされていた社会福祉施設、医療施設又は学校の建築の用に供する目的で行う開発行為及び国、都道府県等が行う開発行為について、開発許可を要することとされることを考慮し、当該開発許可の対象となる開発行為の基準を定める等必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、平成19年11月30日から施行することとした。

◆高知県建築基準法施行条例の一部を改正する条例(高知県条例第83号)

1 条例改正の目的

この条例は、密集市街地における防災街区の整備に関する法律等の一部を改正する法律(平成15年法律第101号)、都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律(平成18年法律第46号)及び都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(平成19年法律第19号)の施行による建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)の一部改正を考慮し、新たな許可等の申請に対する審査の事務に係る手数料を徴収することとする等必要な改正をすることとした。

2 主要な内容

(1) 次の事務に係る手数料を新たに徴収すること。(第29条)

ア 法第48条第13項ただし書の規定に基づく商業地域、近隣商業地域及び準工業地域以外の用途地域並びに都市計画区域及び準都市計画区域内の用途地域の指定のない区域(市街化調整区域を除く。)内における床面積の合計が1万平方メートルを超える店舗等の建築等の許可の申請に対する審査

イ 特定防災街区整備地区内における建築物に関する制限について、次の許可の申請に対する審査

(ア) 法第67条の2第3項第2号の規定に基づく建築物の敷地面積に関する特例の許可

(イ) 法第67条の2第5項第2号の規定に基づく建築物の壁面の位置に関する特例の許可

(ウ) 法第67条の2第9項第2号の規定に基づく建築物の間口率及び高さの許可

ウ 法第68条の5の2の規定に基づく特定建築物地区整備計画等の区域内における建築物の容積率の特例の認定の申請に対する審査

エ 法第68条の3第7項の規定に基づく再開発等促進区等の区域内における建築物の用途地域等における建築に関する制限(法第48条第6項、第7項、第11項及び第13項)の適用除外の認定の申請に対する審査

(2) その他引用規定の整備を行うこと。

3 施行期日

この条例中2の(1)のイ及びウ並びに2の(2)は公布の日から、2の(1)のア及びエは平成19年11月30日から施行することとした。

条 例

職員の育児休業等に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年10月16日

高知県知事 橋本 大二郎

高知県条例第75号

職員の育児休業等に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 職員の育児休業等に関する条例(平成4年高知県条例第1号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第6条の2、第7条並びに第9条第1項及び第2項」を「第7条、第8条並びに第19条第1項及び第2項」に改める。

第2条第6号中「育児休業」を「職員が育児休業」に、「職員以外」を「当該職員以外」に改める。

第3条第1号中「若しくは出産した」を「、若しくは出産した」に改め、同条第4号を同条第5号とし、同条第3号中「育児休業の請求の際両親が育児休業等により子を養育するための計画について育児休業計画書により任命権者に申し出た職員が当該請求に係る育児休業をし、当該育児休業」を「育児休業(この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。)」に、「当該職員」を「当該育児休業をした職員」に、「常態として」を「育児休業その他の人事委員会規則で定める方法により」に、「この号の規定に該当したことにより当該子について既に育児休業をしたことがある場合を除く」を「当該職員が、当該育児休業の請求の際両親が当該方法により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 育児休業をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的障害により当該育児休業に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したことを。

第5条第1号中「育児休業に係る」を「職員が育児休業により養育している」に、「職員」を「当該職員」に改める。

第11条に見出しとして「(部分休業の承認の取消事由)」を付し、同条を第13条とする。

第10条に見出しとして「(部分休業をしている職員の給与の取扱い)」を付し、同条を第12条とする。

第9条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(部分休業の承認)」を付し、同条中「、1日を通じて2時間(育児を原因とする特別休暇を承認されている職員については、2時間から当該特別休暇に係る時間を減じた時間)を超えない範囲内で、職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間について」を削り、同条に次の1項を加え、同条を第11条とする。

2 育児を原因とする特別休暇を承認されている職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇に係る時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

第8条中「第9条第1項」を「第19条第1項」に改め、同条第3号中「部分休業をしようとする」を「職員が部分休業により養育しようとする」に改め、「部分休業により」を削り、「職員以外」を「当該職員以外」に改め、同条を第10条とする。

第7条に見出しとして「(育児休業をした職員の退職手当の取扱い)」を付し、同条を第9条とする。

第6条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)」を付し、同条中「場合には、当該育児休業をした期間の2分の1に相当する」を「場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た」に、「人事委員会規則の定めるところにより、」を「その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として人事委員会規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の」に改め、同条に次の1項を加え、同条を第8条とする。

2 育児休業をした職員が職務に復帰した場合における号給の調整について、前項の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会と協議して、その者の号給を調整することができる。

第5条の3の見出し中「期末手当等」を「育児休業をしている職員の期末手当等」に改め、同条を第7条とする。

第5条の2の見出し中「任期付採用職員の」を「育児休業に伴う任期付採用に係る」に改め、同条を第6条とする。

(企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年高知県条例第49号)の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「3歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に、「一部」を「一部(2時間を超えない範囲内の時間に限る。)」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の職員の育児休業等に関する条例(以下「改正後の育児休業条例」という。)第8条の規定は、平成19年8月1日から適用する。

(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整に関する経過措置)

2 改正後の育児休業条例第8条の規定は、育児休業をした職員が平成19年8月1日(以下「適用日」という。)以後に職務に復帰した場合における号給の調整について適用し、育児休業をした職員が適用日前に職務に復帰した場合における号給の調整については、なお従前の例による。

3 適用日の前日において現に育児休業をしている職員が適用日以後に職務に復帰した場合における改正後の育児休業条例第8条第1項の規定の適用については、同項中「100分の100以下」とあるのは、「100分の100以下(当該期間のうち平成19年8月1日前の期間については、2分の1)」とする。

(知事等、地方自治法第203条に規定する者及び職員の給料等の特例に関する条例の一部改正)

4 知事等、地方自治法第203条に規定する者及び職員の給料等の特例に関する条例(平成16年高知県条例第63号)の一部を次のように改正する。

第3条ただし書中「第10条」を「第12条」に改める。

職員等の退職料等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年10月16日

高知県知事 橋本 大二郎

高知県条例第76号

職員等の退職料等に関する条例の一部を改正する条例

職員等の退職料等に関する条例(昭和30年高知県条例第13号)の一部を次のように改正する。

第15条の次に次の見出し及び2条を加える。

(退職料等の支給の調整)

第15条の2 退職料等の支給を停止すべき事由が生じたにもかかわらず、その支給を停止すべき期間の分として退職料等が支払われたときは、その支払われた退職料等は、その後支払うべき退職料等の内払とみなすことができる。退職料等を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた月の翌月以後の分として減額しない額の退職料等が支払われた場合における当該退職料等の当該減額すべきであった部分についても、同様とする。

第15条の3 第11条第1項第1号の規定により退職料等の受給権者が死亡したためその受給権が消滅したにもかかわらず、その死亡の日の属する月の翌月以後の分として当該退職料等の過誤払が行われた場合において、当該過誤払による返還金に係る債権に係る債務の弁済をすべき者に支払うべき退職料等があるときは、知事が別に定めるところにより、当該退職料等の支払金の金額を当該過誤払による返還金に係る債権の金額に充当することができる。

第56条中「子は、」を「子は、職員の死亡の当時より」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年11月1日から施行する。ただし、第15条の次に見出し及び2条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正前の職員の退職料等に関する条例第56条の規定は、この条例の施行の際現に遺族扶助料を受ける権利又は資格を有する成年の子については、この条例による改正後の職員の退職料等に関する条例第56条の規定にかかわらず、なおその効力を有する。

高知県議会の議員及び高知県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年10月16日

高知県知事 橋本 大二郎

高知県条例第77号

高知県議会の議員及び高知県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

高知県議会の議員及び高知県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例(平成6年高知県条例第33号)の一部を次のように改正する。題名中「使用」を「使用並びにピラ」に改める。

第 1 条中「第 141 条第 8 項」を「第 141 条第 8 項並びに第 142 条第 11 項」に、「使用」を「使用並びに法第 142 条第 1 項第 3 号のビラ（高知県知事の選挙の場合に限る。以下「ビラ」という。）」に改める。

第 8 条を第 11 条とする。

第 7 条中「第 5 条後段」を「第 8 条後段」に改め、同条を第 10 条とする。

第 6 条を第 9 条とする。

第 5 条中「第 7 条各号」を「第 10 条各号」に改め、同条を第 8 条とする。

第 4 条の次に次の 3 条を加える。

（ビラの作成の公営）

第 5 条 候補者（高知県知事の選挙の場合に限る。）は、第 7 条各号に掲げる区分に応じ同条各号に定めるところにより算定した金額にビラの作成枚数（当該作成枚数が、法第 142 条第 1 項第 3 号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額の範囲内で、ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第 2 条ただし書の規定を準用する。

（ビラの作成の契約締結の届出）

第 6 条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ビラの作成を業とする者との間においてビラの作成に関し有償契約を締結し、委員会が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

（ビラの作成に関する公費の支払）

第 7 条 県は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの 1 枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該各号に定めるところにより算定した金額）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第 142 条第 1 項第 3 号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第 5 条後段において準用する第 2 条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

（1）当該ビラの作成枚数が 5 万枚以下である場合 7 円 30 銭

（2）当該ビラの作成枚数が 5 万枚を超える場合 365,000 円と 4 円 88 銭にその 5 万枚を超える枚数を乗じて得た金額との合計金額を当該ビラの作成枚数で除して得た金額（1 銭未満の端数がある場合には、その端数は、1 銭とする。）

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の高知県議会の議員及び高知県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後その期日を告示される高知県知事の選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された高知県知事の選挙については、なお従前の例による。

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成 19 年 10 月 16 日

高知県知事 橋本 大二郎

高知県条例第 78 号

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（高知県公衆衛生修学資金貸与条例の一部改正）

第 1 条 高知県公衆衛生修学資金貸与条例（昭和 41 年高知県条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する大学（以下「大学」という）」を「大学（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 104 条第 1 項の大学をいう。以下同じ）」に改める。

（助産師、看護師等養成奨学金貸付金等貸与条例の一部改正）

第 2 条 助産師、看護師等養成奨学金貸付金等貸与条例（昭和 37 年高知県条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項の表中「第 68 条の 2 第 1 項」を「第 104 条第 1 項」に、「第 69 条の 2 第 2 項」を「第 108 条第 2 項」に改める。

（高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例の一部改正）

第 3 条 高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例（平成 19 年高知県条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号ア中「第 68 条の 2 第 1 項」を「第 104 条第 1 項」に改める。

（高知県犯罪のない安全安心まちづくり条例の一部改正）

第 4 条 高知県犯罪のない安全安心まちづくり条例（平成 19 年高知県条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条第 1 項中「第 82 条の 2」を「第 124 条」に改める。

（高知県獣医師修学資金貸与条例の一部改正）

第 5 条 高知県獣医師修学資金貸与条例（平成 4 年高知県条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第 1 号中「に規定する大学（短期大学を除く。）」を「第 104 条第 1 項の大学」に改める。

（高知県認定こども園条例の一部改正）

第 6 条 高知県認定こども園条例（平成 18 年高知県条例第 49 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「第 78 条各号」を「第 23 条各号」に改める。

（高知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例の一部改正）

第 7 条 高知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例（昭和 49 年高知県条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第 1 号中「第 45 条第 3 項」を「第 54 条第 3 項」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

高知県介護保険法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 19 年 10 月 16 日

高知県知事 橋本 大二郎

高知県条例第 79 号

高知県介護保険法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

高知県介護保険法関係手数料徴収条例（平成18年高知県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「42,500円」を「37,000円」に改める。

第14条第1項中「15,300円」を「14,500円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の高知県介護保険法関係手数料徴収条例の規定は、平成19年6月1日から適用する。



高知県温泉法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年10月16日

高知県知事 橋本 大二郎

高知県条例第80号

高知県温泉法施行条例の一部を改正する条例

高知県温泉法施行条例（平成12年高知県条例第11号）の一部を次のように改正する。

第3条第4号中「第15条第1項」を「第19条第1項」に改め、同号を同条第7号とし、同号の前に次の1号を加える。

（6） 法第16条第1項又は第17条第1項の規定に基づく温泉の利用の許可を受けた者の地位の承継の承認を受けようとする者 7,400円

第3条第3号中「第13条第1項」を「第15条第1項」に改め、同号を同条第5号とし、同号の前に次の1号を加える。

（4） 法第11条第2項において読み替えて準用する法第6条第1項又は第7条第1項の規定に基づくゆう出路の増掘又は動力の装置の許可を受けた者の地位の承継の承認を受けようとする者 7,400円

第3条第2号中「第9条第1項」を「第11条第1項」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

（2） 法第6条第1項又は第7条第1項の規定に基づく土地の掘削の許可を受けた者の地位の承継の承認を受けようとする者 7,400円

附 則

この条例は、平成19年10月20日から施行する。



高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年10月16日

高知県知事 橋本 大二郎

高知県条例第81号

高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例

高知県手数料徴収条例（平成12年高知県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第26条（見出しを含む。）中「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。



高知県都市計画法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年10月16日

高知県知事 橋本 大二郎

高知県条例第82号

高知県都市計画法施行条例の一部を改正する条例

高知県都市計画法施行条例（平成12年高知県条例第27号）の一部を次のように改正する。

第4条中「及び第4号」を削る。

第5条中「第26条、第28条、第29条及び第36条第1項」を「第28条の2並びに第26条、第28条及び第29条（政令第36条第2項の規定により同条第1項第1号に規定する基準の適用について準用される場合を含む。）」に改める。

第8条中「に規定する」を「の主として周辺の地域において居住している者の日常生活のため必要な物品の販売、加工又は修理その他の業務を営む店舗、事業場その他これらに類する建築物の建築の用に供する目的で行う」に改め、同条第2号中「別に知事が」を「知事が別に」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

法第34条第1号の主として周辺の地域において居住している者の利用に供する公益上必要な建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為は、次に掲げる基準（知事が別に定めるものあっては、第2号に掲げるものを除く。）に適合するものでなければならない。

（1） 建築物の用途は、政令第21条第26号イからハマまでに掲げる公益上必要な建築物であって、主として周辺の地域において居住している者の利用に供するものとして知事が別に定めるものであること。

（2） 建築物は、既存の集落内又は既存の集落に連たんしている場所であって、許可を受けようとする区域の周辺の市街化調整区域内に居住している者が利用するのに適した場所に位置するものであること。

第10条（見出しを含む。）中「第29条の5第1号」を「第29条の7第1号」に改める。

第11条（見出しを含む。）及び第12条（見出しを含む。）中「第34条第8号の3」を「第34条第11号」に改める。

第13条（見出しを含む。）中「第34条第8号の4」を「第34条第12号」に改め、同条第5号中「準ずる」を「準ずる適正かつ合理的な土地利用及び環境の保全を図る上で支障がない」に改める。

第16条を次のように改める。

第16条 削除

第21条中「第43条」を「第43条第1項」に改める。

第26条第1号中「第34条第9号」を「第34条第13号」に改める。

附 則

この条例は、平成19年11月30日から施行する。



高知県建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年10月16日

高知県知事 橋本 大二郎

高知県条例第83号

高知県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

第1条 高知県建築基準法施行条例（昭和63年高知県条例第3号）の一部を次のように改

正する。

第29条の表中48の項を52の項とし、47の項を51の項とし、46の項を50の項とし、45の項を49の項とし、44の項を48の項とし、43の項を47の項とし、42の項を46の項とし、41の項を45の項とし、40の項を44の項とし、39の項を43の項とし、38の項を42の項とし、37の項を41の項とし、36の項を40の項とし、35の項を39の項とし、同表34の項中「第68条の5の5」を「第68条の5の6」に改め、同項を同表38の項とし、同表33の項中「第68条の5の4第2項」を「第68条の5の5第2項」に改め、同項を同表37の項とし、同表32の項中「第68条の5の4第1項」を「第68条の5の5第1項」に改め、同項を同表36の項とし、同表31の項中「第68条の5の2第2項」を「第68条の5の3第2項」に改め、同項を同表35の項とし、同項の前に次のように加える。

34 法第68条の5の2の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査	特定建築物地区整備計画等の区域における建築物の容積率の特例認定申請手数料	27,000円
--	--------------------------------------	---------

第29条の表中30の項を33の項とし、29の項を32の項とし、28の項を31の項とし、27の項を30の項とし、26の項を29の項とし、25の項を28の項とし、24の項を27の項とし、23の項の次に次のように加える。

24 法第67条の2第3項第2号の規定に基づく建築物の敷地面積に関する特例の許可の申請に対する審査	特定防災街区整備地区内における建築物の敷地面積の特例許可申請手数料	160,000円
25 法第67条の2第5項第2号の規定に基づく建築物の壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査	特定防災街区整備地区内における建築物の壁面の位置の特例許可申請手数料	160,000円
26 法第67条の2第9項第2号の規定に基づく建築物の間口率及び高さの許可の申請に対する審査	特定防災街区整備地区内における建築物の間口率及び高さの許可申請手数料	160,000円

第2条 高知県建築基準法施行条例の一部を次のように改正する。

第29条の表7の項中「又は第12項ただし書」を「、第12項ただし書又は第13項ただし書」に、「用途地域」を「用途地域等」に改め、同表中52の項を53の項とし、51の項を52の項とし、50の項を51の項とし、49の項を50の項とし、48の項を49の項とし、47の項を48の項とし、46の項を47の項とし、45の項を46の項とし、44の項を45の項とし、43の項を44の項とし、42の項を43の項とし、41の項を42の項とし、40の項を41の項とし、39の項を40の項とし、38の項を39の項とし、37の項を38の項とし、36の項を37の項とし、35の項を36の項とし、34の項を35の項とし、33の項を34の項とし、32の項の次に次のように加える。

33 法第68条の3第7項の規定に基づく建築物の用途地域等における建築に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	再開発等促進区等における建築物の用途地域等における建築に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	27,000円
--	--	---------

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成19年11月30日から施行する。